



2026 年 9 月 14 日

各 位

会社名 株式会社リップス
代表者名 代表取締役社長 的場 隆光
(コード番号：373A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役管理部門責任者 上原 大輔
(TEL. 03-6804-3101)

有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 14 日開催の取締役会において、以下のとおり、有償ストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。さらに、各割当対象者は、それぞれ特別利害関係を有するため、自身に関する個別の審議について、当該取締役会の審議及び決議に参加していません。

I. 発行の目的及び理由

本新株予約権は、当社の中長期的な業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び管理職従業員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として発行するものであります。

本新株予約権には、当社の 2030 年 8 月期における売上高に基づく業績達成条件を権利行使の条件として付しております。当社は現在、事業規模の拡大を経営上の最重要課題と位置付けており、売上高の持続的な成長が中長期的な企業価値向上の基盤になるものと認識しております。

当該業績達成条件における最大目標である売上高 100 億円の達成は、当社が 2025 年 10 月 15 日に公表いたしました「事業計画及び成長可能性に関する事項」において掲げる 2030 年の売上高目標と同一であり、本新株予約権の行使条件を当該計画の達成と連動させることで、役職員の中期経営計画へのコミットメントを一層強化することを企図しております。

具体的な業績達成条件は以下のとおりであります。

条件	業績達成条件（2030年8月期）※	行使可能割合
(a)	売上高 60 億円を超過した場合	付与数の 33%
(b)	売上高 80 億円を超過した場合	付与数の 66%
(c)	売上高 100 億円を超過した場合	付与数の 100%

※売上高は、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書。）に記載された売上高としております。

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数 2,587,500 株に対して 6.76%に相当します。本新株予約権は、現状の約 2 倍にあたる売上高 100 億円の達成を行使条件とするものであり、当社は、当該目標の達成を通じて中長期的な企業価値の向上を図ることで、希薄化の影響を上回る時価総額の向上に努めてまいります。売上高 100 億円は直近の業績推移と比較して当社にとって意欲的な目標であることを踏まえ、役職員の継続的な意欲の醸成に資するよう、複数の達成水準を設けた段階的な業績条件を付すことといたしました。これにより本制度がより実効性の高いインセンティブプランとして機能するものと考えております。

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,700 円としており、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該金額と同額に決定したものであります。また、行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である 2026 年 9 月 11 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,460 円としております。

さらに後述の「Ⅱ. 新株予約権の発行要項」に記載した新株予約権者との間で締結される割当契約に定める権利喪失事由については次のように定めております。ただし、社外取締役である場合については、(iii) の規定は適用しないものとしております。

(i) 拘禁以上の刑に処せられた場合

(ii) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

(iii) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合

(iv) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合

(v) 死亡した場合

(vi) 当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

以上のことから、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

第5回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

1,750 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 175,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、1,700 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 1,460 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（3）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2030年12月1日から2033年9月30日までとする。

（4）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

（6）新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2030年8月期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書、以下同様。）に記載された売上高が、下記（a）から（c）に記載した条件を満たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本

新株予約権を行使することができる。ただし、計算の結果、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(a) 売上高が6,000百万円を超過した場合：行使可能割合33%

(b) 売上高が8,000百万円を超過した場合：行使可能割合66%

(c) 売上高が10,000百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記における条件の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切でないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 当社と新株予約権者との間で締結される割当契約に定める権利喪失事由が生じた場合には、新株予約権者は当該権利喪失事由の対象となる本新株予約権を行使することができない。

4. 新株予約権の割当日

2026年10月1日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年10月1日

9. 申込期日

2026年9月29日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	4名	442個
-------	----	------

当社従業員	19名	1,308個
-------	-----	--------

なお、上記の人数及び個数は上限数を示したものであり、本新株予約権に対する引受けの申込み状況等により、割当てを受ける人数及び個数は減少することがある。

以上